

# 令和6年度 鳥取県包括外部監査結果（概要）

## 1 監査のテーマ

持続可能な地域社会の実現（移住定住・中山間・エコライフ）に向けた事業に係る財務事務の執行について

## 2 テーマの選定理由

世界各地では、さまざまな情勢の不安定化など、先行き不透明な状況が続くとともに、国内では、大規模な自然災害や物価高騰、深刻さを増す少子化・人口減少など諸課題に直面している。

鳥取県は、人口減少・少子高齢化の影響が特に顕著な中山間地域を抱えるとともに、令和6年6月1日現在の人口（鳥取県の推計人口）は53万人と全国最少であり、地域経済も小さいことから、厳しく直面するそれぞれの課題は、県民生活にとって喫緊の課題と思われる。

このような中で、鳥取県は、基本戦略として、「輝く鳥取創造総合戦略（令和5年度までは「鳥取県令和新時代創生戦略）」」を策定し、「Ⅰ豊かな自然でのびのび鳥取らしく生きる」「Ⅱ人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む」「Ⅲ幸せを感じながら鳥取の時を楽しむ」の3つを基本方針として、地域に暮らす一人ひとりが幸せを感じ、活気あふれる地域の維持を目指して、中山間地域の活性化や観光振興、子育て支援、地域交通の利便性向上、人材育成など、さまざまな取組を行っている。

令和5年度予算編成の柱の一つには、「持続可能な地域社会の実現（移住定住・中山間・エコライフ）」として、人口減少に直面する中、従来の移住定住対策に加えた新たな取組や、近年表面化した中山間地域の買物環境及び生活交通確保の問題、更には鳥取県が進めるSDGsの理念を踏まえた環境施策など地域づくりの事業を包括して予算化している。

については、これらの事業は、鳥取県のめざす地域資源である「人の活躍」に焦点を当てた持続可能な地域づくりの各種取組であり、これが適正に執行され、その経済性、効率性、有効性が適切に確保されているかどうかを検討することは県民の関心も高いところであると考へ、上記を本年度の監査テーマとして選定することとした。

## 3 監査を実施した期間

令和6年4月1日から令和6年12月31日まで

## 4 監査対象機関

政策戦略本部、輝く鳥取創造本部（県立鳥取ハローワーク分を含む。）、生活環境部（総務部総務課分を含む。）、商工労働部、東部地域振興事務所（関係課）、西部総合事務所（関係課）

## 5 監査の方法

- 1 監査対象事業の概要把握のため、事前に事業概況資料等を県から入手・検討の上、予備調査により、所轄部署の担当者へのヒアリングを実施した。
- 2 監査の対象年度の事業が適切に行われているかを確認するため、所轄部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。  
なお、一部については、インターネットを利用したWeb監査（ヒアリング）を実施するとともに、地方機関にも臨場して監査を実施した。
- 3 質問票の送付により、効率的な監査の実施と監査後における事実補完等を行った。
- 4 必要に応じて、関係先への確認等を監査対象部署経由で行った。

## 6 監査の視点

包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち、地方自治法第2条第14項（住民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果を挙げるべき原則）及び第15項（組織及び運営の合理化に努めるべき原則）の規定の趣旨を達成するため、必要と認める特定の事件について監査を行うこととされている（地方自治法第252条の37第1項）。

我々はこのたびの包括外部監査を行うに当たって、その期待を背負うつもりで、県民視線で監査することに心がけ、使命感を持って取り組んだ。

具体的には次の着眼点で監査した。

- 1 関係法令、条例及び諸規程等に従い適切に実施されているか。
- 2 経済性、効率性、有効性（いわゆる「3E」）の観点から、合理的に実施されているか。
- 3 県民はどのように思うだろうか。

## 7 包括外部監査人

税理士 するどう としあき 駿同 利明 補助者3名（税理士 おんだかつまさ いりえ さとし 音田勝正、入江 聡、公認会計士 すみ わたる 鷺見 渉）

## 8 監査の結果

指摘14件、意見38件

「指摘」：関係法令、条例及び諸規程等の違反、あるいは著しく不当であり、是正措置が必要であると考えられる事項

「意見」：関係法令、条例及び諸規程等の違反ではないが、経済性、効率性、有効性の観点からは是正措置の検討が望まれる事項

詳細は、次のとおり。

## (1) 指摘及び意見の件数

(単位：件)

			事業名	指摘	意見
政策戦略本部	税務課	1	ふるさと納税促進事業	—	1
輝く 鳥取創造本部	人口減少社会対策課	2	(新) とっとりビジネス人材移住拡大事業	—	1
		3	「ふるさと来 LOVE とっとり」若者県内就職強化事業	—	—
		4	「ふるさと来 LOVE とっとり」関係人口創出事業	1	2
	中山間・地域振興課	5	(拡充) がんばる地域支援事業	—	3
		6	空き家対策推進事業	—	1
		7	買物安心確保事業	—	—
	協働参画課	8	持続可能な地域づくり団体支援事業 (ギフ鳥)	1	1
		9	とっとり県民活動活性化センター事業	—	1
		10	SDGs 推進事業	—	4
		11	とっとり SDGs パートナーシップ加速化事業	1	—
	交通政策課	12	鳥取型 MaaS による地域交通サービス化推進事業	—	—
		13	(新) 鉄道等地域交通維持・活性化事業	1	2
		14	地域交通体系鳥取モデル構築事業	—	3
	生活環境部	環境立県推進課	15	鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業	1
脱炭素社会推進課		16	鳥取スタイル P P A 導入推進事業	1	2
		17	県有施設脱炭素化事業 (LED 改修)	—	—
		18	(拡充) 再エネ 100 宣言 RE Action 推進事業	—	—
		19	地域資源活用エネルギー導入推進事業	—	—
循環型社会推進課		20	ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業	2	2
自然共生課		21	国立公園満喫プロジェクト等推進事業	—	2
		22	自然公園等魅力向上事業	2	—
		23	生物多様性保全事業	1	1
		24	鳥獣保護管理事業	—	1
		25	鳥獣捕獲者確保環境整備事業	2	—
まちづくり課		26	(拡充) 地域で進める緑のまちづくり事業	—	2
住宅政策課		27	とっとり健康省エネ住宅普及促進事業	—	1
	28	とっとり住まいる支援事業	—	1	
商工労働部	雇用・働き方政策課	29	「ふるさと来 LOVE とっとり」県内企業の魅力発信・就業体験支援事業	—	5
総務部	総務課	(17)	県有施設脱炭素化事業 (LED 改修) (配当替え分)	1	—
合計				14	38

※ 上記 17 については、総務部総務課へ配当替えした工事発注・契約を合わせて監査した。

## (2) 監査の総括

少子高齢化・人口減少社会問題は、鳥取県はじめ全国の各地方の共通の問題であり、地域の経済活動ひいては地域維持そのものに大きな影響を与えている。

これまでの国、県及び市町村並びに関係者の多大な尽力にかかわらず、人口減少化社会や地方から都市への人の流れは一向に歯止めがかからない状況にある。

このような中、令和5年度当初予算の柱である「ポストコロナのふるさとづくり」の項目の一つに、「持続可能な地域社会の実現（移住定住・中山間・エコライフ）」が含まれている。

昨今、「持続可能」という言葉はよく耳にするところであるが、包括外部監査のテーマである経済性、効率性の理念とも一致し、その予算の括りの中にある事業「移住定住」、「中山間地域の問題」、「エコライフ（環境問題）」はまさに日本の縮図、いずれも喫緊の課題である。

エコライフの括りの中にあつた「鳥獣保護管理事業」等については、やや分野が異なるものとも思われたが、過去の包括外部監査において一度も対象事業となっていないこと、及び、野生動物の被害が深刻な問題でもあることから、これも含めて今回の監査テーマとした。

また、県民目線での監査を目指す我々にとっては、各事業の財務執行の中で、鳥取県が取り組むSDGs（持続可能な開発目標）の理念がどのように浸透しているのかも、関心事の一つであった。

なお、分野が幅広くなったことから、対象事業によっては主な取組などに絞った監査を行わざるを得ず、「地域交通体系鳥取モデル構築事業」等のように、市町村が事業主体又は間接事業となる県補助金などは、補助金要件に直接関係のない資料については提出を求めていることから細部にわたる確認まで実施できなかったが、算出根基の求め方等が形骸化されていないか等の点にも注目して監査を実施した。また、指摘事項以外についても、今後検討をお願いしたい事項などについては、「意見」として取りまとめた。

については、監査の結果、合規性、経済性等に問題があると思われる主な「指摘事項」は、次のとおりである。

### 1 補助事業に係る不適切な補助金交付【P15・No.18】

補助対象事業費にならない「消費税額 520 万円余り」を、補助金として過大に交付していると認められるもの。

当該補助事業は、補助対象経費に何らかの役務対価が発生することを想定し、補助対象経費の10%を「補助金事務事業」として別枠の事業としてセットしていたものであるが、補助事業者から、補助金の対象とならない「補助対象経費に係る消費税額」に補てんしたとの実績報告を受けて、これを補助対象事業費に該当するものとして、消費税額相当額を一般管理費と捉えて、交付していたものである。

通常、県補助金交付については厳格な手続きが取られているところであるが、「10%交付ありき」の不適切なものと言わざるを得ない。また、当該補助事業者は、県が出資する法人でもあることから、より透明性を確保すべきである。

については、補助対象事業費にならない消費税相当額に対する補助金については、返還を求めべきであり、事業者側にとっても消費税申告において仕入税額控除を受けていることから相当であると考ええる。

## 2 業務委託料の確定手続きにおける検査不足【P 8・No.3】

業務委託料については、業務完了後に受託者から実績報告書及び証拠書類を提出させ、これに基づき検査を行い、委託料上限額と実支出額とのいずれか低い額をもって委託料の額を確定しなければならないところ、実支出額に更に、「形式的に一般管理費10%を加算」し、これをもって業務委託費として確定していた。

一般的には、「一般管理費率」を用いることはあり得るとは思われるが、一般管理費率は合理的な根拠に基づき妥当なものである必要がある。当該事業の決算額では、委託費に係る経費として必要経費が細部にわたり計上され、また、事務所費としてその使用料、光熱水費、その他事務費まで県が負担していることから、更に「一般管理費10%」を加算しなければならない合理的な理由は見当たらないところであり、本来であれば、完了検査において、実支出額及び一般管理費率の是非を適切に検討され、適正な業務委託費を確定すべきである。

については、形式的に一般管理費として計上された「一般管理費10%」の加算額の適否を確認するため、再検査を実施され、その結果に応じて必要な措置を講じられる必要があると考ええる。

おって、今回監査対象であったその他の委託事業費の決算状況を確認したところ、①全ての経費を個別に抽出計上（一般管理費率を使用していない）しているもの、②一部の経費を個別に抽出計上した上に、更に「一般管理費10%」を上乗せしているもの、③細部にわたり経費を個別に抽出計上した上に、更に「一般管理費10%」を上乗せしているもの（上記「指摘」のもの）など区々であり、これについては、業務内容・業種、委託先等によって委託額の積算方法は自ずと異なるものと思われるが、「一般管理費率」の考え方が、事業担当課に十分に理解されているかどうか懸念される場所であるので、基本的な考え方等について周知徹底を図られる必要があると思われる。

## 3 オープニングイベント運営業務に係る契約手続等【P 14・No.17】

県は「契約事務処理要領」を定め、契約の公正性かつ経済性の確保に努めているが、本来、入札等公正な手続きにより行うべきところ、一連の業務を3つに分け、それぞれ随意契約として契約を締結していたものがあつた。

これについては、一般的には、一括で契約を締結した方が経済的かつ合理的であると

ともに、公正性等の問題も懸念されることから、契約の基本原則に則った公正な手続きを取られるべきと考える。

#### 4 寄附金の繰越について（年度繰越額不一致）【P11・No.10】

持続可能な地域づくり団体支援事業（ギフ鳥）において、寄附対象団体は、県から交付を受けた寄附金について年度内に必ず使用しなければいけない訳ではなく、使用しきれない場合等は翌年度以降に繰り越して使用することができるが、令和4年度繰越額と令和5年度繰越受入額が一致しないものがあった。

これについては、県は各年度の寄附金活用収支計算書を比較し、前年度に繰り越した額と、当年度に繰り越された額の一致を必ず確認すべきである。

また、その他に、①ふるさと納税促進事業におけるパートナー企業が提供する商品への県負担額の公平性の問題【P7・No.1】、②SDGsパートナー登録制度の手続き簡素化の問題【P13・No.15】、③鳥取スタイルPPA導入推進事業において、県有施設が率先して再生可能エネルギーを導入し、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、環境イニシアティブプランで目標とする県内需要電力における再生可能エネルギー割合60%を達成するといいいながら、現状の電気料金単価との比較だけで断念したことの如何【P19・No.28】、④令和4年6月にスタートした「大山入山協力金制度」の運営組織の規約の問題【P22・No.35】などにも是正の検討が望まれるところであり、意見を付言した。

なお、これ以外にも、今回の監査テーマの中にある「空き家対策推進事業」や「買物安心確保事業」、「地域交通体系鳥取モデル構築事業」、「鳥獣保護管理事業」などについて、監査状況を取りまとめるとともに、必要な意見を付言した。

おって、一部に重要業績評価指標（以下、「KPI」という。）についても意見を付言したが、目標となり得る目標値の設定や、目標達成後の新たな指標づくりも大切と思われる。

（参考：「これ以外」の主な意見）

##### ○「空き家対策事業」【P11・No.9】

市町村が中心となって行う空き家・空き店舗利用活用マッチングを、県のKPIとしているが、県の事業と直接性のある指標を選択する方が望ましい。

##### ○「鳥獣保護管理事業」【P24・No.41】

ニホンジカの計画的捕獲による適切な個体数管理について、現在の捕獲ベースでは今後とも増加傾向に歯止めはかからない。 など

最後に、今般監査の実施に当たって、関係各課には大変ご協力をいただいた。円滑な監査ができたことに厚く感謝を申し上げる。

(3) 監査の結果（指摘・意見の概要）

順号	項目	事業名	区分
		所管課	報告書項
		内 容	
1	お礼の品の価格について	ふるさと納税促進事業	意見
		政策戦略本部税務課	P22
<p>鳥取県は、お礼の品を提供する「ふるさと納税パートナー企業」との間に、次の取り決めを行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>次のとおり県の負担額を決定する。</p> <p>ア 一般の品 お礼の品に係る県の負担額は、お礼の品の価格（消費税及び地方消費税並びに東京までの送料を含む）を1.2で除した額以下とする。</p> <p>※ 「県の負担額」は、パートナー企業が寄附者へお礼の品をお送りすることに対し、その報償として県がパートナー企業へ定額をお支払しているもの。</p> <p>※ お礼の品を伴う寄附金額は1万円以上とし、「県負担額」をもとに1万円単位で鳥取県が決定する。</p> </div> <p>また、当該県の負担額を0.3で除し、1万円未満を切り上げた金額を寄附金額としている。</p> <p>例えば、お礼の品の価格が、税込11,000円、送料が2,000円だった場合、県の負担額及び寄附金額は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の負担額（千円未満切捨て）：<math>(11,000 + 2,000) \div 1.2 = 10,833 \rightarrow 10,000</math>円</li> <li>・ 寄附金額（1万円未満切り上げ）：<math>10,000 \text{円} \div 0.3 = 33,333.33 \rightarrow 40,000</math>円</li> </ul> </div> <p>※ <u>お礼の品の価格を1.2で除す主旨は、県外の方へ、鳥取県ふるさと納税受付サイトや県が作成・配布するふるさと納税PRパンフレット等を通して、企業名、商品名等をPRできるため、パートナー企業にもメリットがあることから、お礼の品の価格の一部をパートナー企業に負担してもらう。</u></p> <p><u>お礼の品の価格については、募集要項には特段の定めはないため、パートナー企業が「鳥取県ふるさと納税パートナー企業申込書」により申請した金額が採用される。</u></p> <p><u>ここで、お礼の品の一覧を入手し、お礼の品の価格をサンプルでパートナー企業の自社ホームページ・パンフレット等で調べたところ、自社ホームページ・パンフレット等で販売されている金額よりも高い金額でお礼の品の価格として県に申請している例が散見された。お礼の品の価格を1.2で除したとしても、自社ホームページ・パンフレット等での販売価格を超えていた例があった。</u></p> <p>については、以下のような問題点が考えられる。</p> <p>1.2で除す主旨は、PRを含んでいるため、一部はパートナー企業が負担すべきという考えに基づくが、その主旨を無効化している。すなわち、<u>特段の理由なく割増している</u>のであれば、1.2で割る必要がない。</p> <p><u>パートナー企業間で不公平が生じる。すなわち、募集要項には「お礼の品の価格」に定義がないため、通常の定価しか選択肢がないと考えているパートナー企業もいる可能性があり、情報の非対称性という点で不公平である。</u></p> <p><u>したがって、通常の商品のような定価がある品の場合は、定価をお礼の品の価格を基本とすることが望ましい。また、定価としない場合には、その理由を確認することが望ましい（お礼の品は、生鮮食品や宿泊、体験などのように金額が常に変動するような品もあり一律にお礼の品の価格の定義を定めることは難しいと考えられる。）。</u></p> <p>については、例えば、以下の方法などにより改善することが考えられる。</p> <p>○ 「鳥取県ふるさと納税パートナー企業申込書」に、お礼の品の申請金額と定価との</p>			

	<p>間に乖離がある場合には、その理由を記載する欄を設ける。</p> <p>○ 自社ホームページやパンフレット等で売価がわかるものがあれば申請時に要求する。</p> <p>○ 「お礼の品の価格」の定義を明確化（定価でなくてもいい旨を記載。ただし、これは1.2で割る主旨に反する）。</p>	
2	「移住支援金求人サイト」の運営について	<p>(新) とっとりビジネス人材移住拡大事業</p> <p>輝く鳥取創造本部人口減少社会対策課</p> <p>意見</p> <p>P 26</p>
	<p>鳥取県の人口は減少傾向が続いている中であって、県は人口の減少傾向に歯止めをかけるため、各種取組を展開しており、その一つとして、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した本県への移住定住の促進に取り組んでいる。</p> <p>令和5年度予算については、これに伴う予算措置として61,500千円が計上されているが、予算執行額としては21,075千円（執行割合34.3%）に留まっており、<u>移住世帯実績は、25世帯（前年度16世帯、前々年度7世帯）</u>となっている。</p> <p>この補助金の交付要件の一つに、「各県が移住支援金の対象として運営する求人紹介サイト（以下「移住支援金求人サイト」という。）」に掲載されている求人であることとあるが、<u>この「移住支援金求人サイト」への掲載法人数の増加や利活用のしやすさも課題</u>となっている。</p> <p>1年間に同サイトに掲載された求人数は43社115件（そのうち移住支援金対象外の求人が▲1社▲22件）であり、<u>差引移住支援金対象の求人数は42社93件</u>に留まっている。</p> <p>また、求人数が少ない理由としては、制度の周知（理解）不足とともに、企業にとっては、ハローワークに出す一般の求人票とともに、「移住支援金求人サイト」へも求人票を提出しなければならず、<u>事務が煩雑</u>であることが考えられる。</p> <p>また、「移住支援金求人サイト」には、<u>移住支援金対象外の求人も含まれている</u>が、その理由としては、当該サイトの目的が、「ビジネス経験や技能、専門性を有する人材を求めるものであり、移住支援金対象の求人に限定したものではなく、企業側から求めがあれば応じる」とのことである。</p> <p>しかしながら、<u>移住支援金対象外で掲載されているものは、一部企業（1社22件）からのアルバイト等の掲載のみ</u>であり、その点についても余り機能していないように思われる。</p> <p>については、<u>県内企業が利用しやすい、かつ、魅力のある「移住支援金求人サイト」とすべきであり、利活用側双方の声を拾いながら利便性の向上を図られるとともに、移住支援金対象外の掲載についても掲載基準を明瞭に示し、「移住支援金求人サイト」の充実を図られるよう期待する。</u></p>	
3	業務委託料の確定手続きにおける検査不足	<p>「ふるさと来 LOVE とっとり」関係人口創出事業</p> <p>輝く鳥取創造本部人口減少社会対策課</p> <p>【指摘】</p> <p>P 31</p>
	<p>(とっとり副業兼業プロジェクト「鳥取県で週1副社長」事業)</p> <p>関係人口創出の取組の一つで「副業・兼業を希望する都市部ビジネス人材を県内に誘致するため、WEBサイトでの求人募集を行い、希望する県内企業とマッチングを行うもの」として、全国的にも顕著な実績を上げているとしている。</p> <p>当該事業は、県からA社に対し業務委託が行われており、<u>契約条項によれば、業務完了後に実績報告書を提出させ、これに基づく検査を全て行った結果、合格と認められた</u></p>	



	<p>場合は、委託料上限額と実支出額とのいずれか低い額をもって委託料の額を確定し、これを受けて、概算払を受けた委託料に不用額が生じる場合は、その不用額を返納させるとしている。</p> <p>しかしながら、関係書類を監査したところ、予算額及び決算額には、委託費に係る経費として必要経費が細部にわたり計上されているにもかかわらず、更に、経費額合計に、形式的に「一般管理費 10%」が一律に加算されている。また、事務所費としてその使用料、光熱水費、その他事務費まで県が負担しているところであり、更に「一般管理費 10%」を加算する理由は、見当たらなかった。</p> <p>担当課が行った完了検査では、「一般管理費率 10% の適否」については、形式的にチェックされているのみで内容等について何ら検証は行われていない。</p> <p>については、再検査を実施され、その結果に応じて必要な措置を講じられる必要がある。</p>					
4	<p>県指導担当課からの適切な事務指導</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="726 645 1257 719">「ふるさと来 LOVE とっとり」関係人口創出事業</td> <td data-bbox="1257 645 1396 719">意見</td> </tr> <tr> <td data-bbox="726 719 1257 763">輝く鳥取創造本部人口減少社会対策課</td> <td data-bbox="1257 719 1396 763">P 35</td> </tr> </table> <p>(とっとり副業兼業プロジェクト「鳥取県で週 1 副社長」事業)</p> <p>上記 3 については、事業担当課は従前の例として、「一般管理費」は 10% であるとの認識(思い込み)があったところであるが、別途、今回監査対象であった別の委託事業費の決算状況を確認したところ、①全ての経費を個別に抽出計上(一般管理費率を使用していない)しているもの、②一部の経費を個別に抽出計上した上に、更に「一般管理費 10%」を上乗せしているもの、③細部にわたり経費を個別に抽出計上した上に、更に「一般管理費 10%」を上乗せしているもの(上記 3「指摘」)など区々であった。</p> <p>これについては、業務内容・業種、委託先等によって委託額の積算方法は自ずと異なるものと思われるが、「一般管理費率」の考え方が、事業担当課に十分に理解されているかどうか懸念されるところであるので、基本的な考え方等について周知徹底を図られる必要があると思われる。</p>	「ふるさと来 LOVE とっとり」関係人口創出事業	意見	輝く鳥取創造本部人口減少社会対策課	P 35
「ふるさと来 LOVE とっとり」関係人口創出事業	意見					
輝く鳥取創造本部人口減少社会対策課	P 35					
5	<p>全県下への利活用の波及</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="726 1218 1257 1292">「ふるさと来 LOVE とっとり」関係人口創出事業</td> <td data-bbox="1257 1218 1396 1292">意見</td> </tr> <tr> <td data-bbox="726 1292 1257 1337">輝く鳥取創造本部人口減少社会対策課</td> <td data-bbox="1257 1292 1396 1337">P 35</td> </tr> </table> <p>(とっとり副業兼業プロジェクト「鳥取県で週 1 副社長」事業)</p> <p>副業兼業プロジェクトの利活用状況等は、一定の受入人員及びマッチング率であるが、一方で、県内地域別の利活用状況を見ると、地域間格差(受入れ実績企業数の構成割合: 東部 63.4%、中部 13.0%、西部 23.6%と西部が低調)が目立つところである。</p> <p>今後、全県下への利用・浸透を図っていくことが期待される。</p>	「ふるさと来 LOVE とっとり」関係人口創出事業	意見	輝く鳥取創造本部人口減少社会対策課	P 35
「ふるさと来 LOVE とっとり」関係人口創出事業	意見					
輝く鳥取創造本部人口減少社会対策課	P 35					
6	<p>間接補助における添付書類の確認</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="726 1568 1257 1641">(拡充) がんばる地域支援事業</td> <td data-bbox="1257 1568 1396 1641">意見</td> </tr> <tr> <td data-bbox="726 1641 1257 1686">輝く鳥取創造本部中山間・地域振興課</td> <td data-bbox="1257 1641 1396 1686">P 37</td> </tr> </table> <p>(中山間地域買物支援事業費補助事業)</p> <p>中山間地域買物支援事業費補助金は、買い物支援事業と買い物福祉サービス支援事業があり、買い物支援事業として移動販売車等導入支援と移動販売車運営費助成がある。また、移動販売車の対象地域が市町村を跨ぎ広域的に行われる場合は、県が事業者へ直接補助を行い、個別の市町村内で完結する場合は、市町村が事業者へ直接補助を行い、県が市町村へ補助金を交付する間接補助となる。</p> <p>交付要綱には、事業者は完了時に実績報告を提出することになっており、実績報告時には、添付書類として詳細な書類を求めている。</p> <p>県は、間接補助の場合であっても、膨大にある日々のガソリン代の領収書に至るまで、事業者が市町村に提出した添付書類をすべて入手し、改めてすべての領収書の写し等の</p>	(拡充) がんばる地域支援事業	意見	輝く鳥取創造本部中山間・地域振興課	P 37
(拡充) がんばる地域支援事業	意見					
輝く鳥取創造本部中山間・地域振興課	P 37					

	各添付書類と突合している。	
	<p>しかし、間接補助の場合、事業者が作成した実績報告書の妥当性を、補助事業者である市町村の確認でもって足りるのであれば、県は必要な部分に限って確認をすれば足りるものと思われ、事務の効率化にも繋がるものと思われる（当補助事業については、令和6年度において間接補助は買物環境確保推進交付金で支援することとし、直接補助と交付要綱を分けており、当該問題はすでに解決済。）。</p>	
7	付与ポイントの控除について	(拡充) がんばる地域支援事業 輝く鳥取創造本部中山間・地域振興課
		意見 P 38
<p>(中山間地域買物支援事業費補助事業)</p> <p>中山間地域買物支援事業費補助金の移動販売車運営費助成において、事業者が使用した燃料費に対して補助率を乗じて補助金を支給している。</p> <p>このとき、事業者が燃料費をクレジットカードで決済した際にポイントが付与されていたが、補助金の支給において、当該付与ポイントを控除して補助対象経費を算定していた。</p> <p>ここで、付与ポイントを補助対象経費とするかどうかについては、「付与ポイントを控除しない」、「付与ポイントを控除する」という考え方があり、他の地方自治体の事例では、付与ポイントを控除しない場合も、付与ポイントを控除する場合もいずれも見受けられる。</p> <p>しかしながら、県においては、ポイントの取扱いについて、交付要綱や鳥取県補助金等交付規則で定められていないため、補助事業によっては、本件のように付与ポイントを控除しているものもあれば、控除していない事業も散見された。</p> <p>規則等で定められていなければ、場合によっては、同様の補助事業であっても年度や担当者によって取扱いが変わってしまうおそれもあり、補助対象者が不利益を被るおそれがある。</p> <p>したがって、県は、各補助事業の交付要綱や鳥取県補助金等交付規則等において、ポイントの取扱いを定め、全補助事業で同様の取扱いとすることが望ましい。</p>		
8	実績のない事業	(拡充) がんばる地域支援事業 輝く鳥取創造本部中山間・地域振興課
		意見 P 39
<p>(みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金事業)</p> <p>鳥取県では、住民が将来にわたり地域で安心して暮らせるよう、暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくりなどに取り組む団体に対し支援を行っており、関係市町村と連携を図り、様々な補助対象事業への相談、計画、そして実行に取り組んでいる。</p> <p>補助実績が低い事業もあり、県は、この理由は補助メニューの複雑性にあると考え、令和6年度からは、抜本的な見直しを行い、より柔軟なニーズに対応できるような補助金メニューに変更している。今後とも、<u>地域の実情に寄り添った地域課題の解消に取り組ま</u>れることが期待される。</p> <p>また、取組の一つである「継業支援事業」については、令和2年度～令和5年度の間、計画等は全く確認できなかったが、現在、県が取組の推進を強化している「中山間地域の持続に向けた事業承継推進事業（商工労働部企業支援課）」とも問題の所在は同じと思われることから、所掌される部署とも十分な連携を図られ実効性を伴って行く必要があるものと思われる。</p>		

9	K P I の設定について	空き家対策推進事業	意見
		輝く鳥取創造本部中山間・地域振興課	P 43
<p>(空き家等活用計画支援事業)</p> <p>第2期鳥取県総合戦略「鳥取県令和新时代創生戦略」において、「空き家・空き店舗利活用のための年間マッチング件数」を令和6年度に200件を目指すとしていた。</p> <p>空き家・空き店舗利活用のマッチングは不動産事業者もしくは市町村が実施する事業である。不動産事業者が積極的に仲介事業を行わない中山間地域においては、市町村が運営する空き家バンクが「利活用できる空き家の調査」「所有者への働きかけ～空き家を流通に載せる“掘り起こし”」「利活用希望者への物件のマッチング」を実施している。</p> <p>県に、「鳥取県令和新时代創生戦略」でK P Iとして掲げている理由を確認したところ、「「移住者など利用希望者への利用可能な空き家の情報提供を充実」をテーマに掲げているが、その目的は“移住者等により多くの物件をマッチングすること”にあることから、市町村の取組を通じた「空き家・空き店舗利活用のための年間マッチング件数」を成果指標としている。」とのことだった。</p> <p>しかし、K P Iは、事業との直接性のある効果を表す指標であることが重要である。このため、<u>市町村が中心となつて行う空き家・空き店舗利活用のマッチングを、県がK P Iとして掲げるのは適していないことから、今後のK P I設定においては県の事業との直接性のある指標を選択することが望ましい。</u></p> <p>ただし、空き家対策は基礎自治体が主体的に取り組むものであるため、県が実施する空き家対策に関連する施策は多くが市町村を通じた間接補助事業(市町村に対する支援事業)となることから、空き家対策は県として目標設定が難しい事業分野と考えられる。</p> <p>県と基礎自治体との役割等を踏まえ、県が直接的に行う事業を前提としたK P Iとするならば、「県が取り組む啓発支援イベントの開催数」といった内容や、「空き家対策計画を策定した市町村数」といった内容が妥当と考えられる。</p>			
10	寄附金の繰越について	持続可能な地域づくり団体支援事業 (ギフ鳥)	【指摘】
		輝く鳥取創造本部協働参画課	P 47
<p>持続可能な地域づくり団体支援事業(ギフ鳥)は、県内のN P Oや市民団体などが、自らの活動の社会的意義や成果などを広報し、支援者から資金を調達できる仕組みを創り、地域づくり団体の体制基盤強化を図り、持続可能な地域づくりに繋げるもので、寄附金は目的外の使用ができないように、交付要綱で制限されている。</p> <p>寄附対象団体(以下、団体という。)は、県から交付を受けた寄附金について、使用しきれない場合や、翌年度以降の特定の事業のために充当する場合などは、翌年度以降に繰り越して使用することができる。</p> <p>寄附金交付要綱に基づき、寄附金の交付を受けた団体は、毎年度3月31日現在で交付された寄附金のうち、その年度における活動実績について、寄附金活用収支決算書を県に提出しなければならない。このとき、繰り越した寄附金があった場合には、当該寄附金活用収支決算書にて、繰越額を示す必要がある。</p> <p>ここで、令和4年度と令和5年度の団体からの寄附金活用収支決算書を閲覧したところ、令和4年度に寄附金の交付を受け、使用せずに令和5年度に繰り越した団体のうち、1団体について、令和4年度の寄附金活用収支決算書で令和5年度に繰り越した寄附金額と、令和5年度の寄附金活用収支決算書で令和4年度から繰り越されてきた寄附金額が一致していなかった。</p> <p>繰り越した額と、繰り越された額が一致しない場合、寄附金が目的外の事業に使用されるおそれがある。</p>			

	<p>このため、<u>県は各年度の寄附金活用収支計算書を比較し、前年度に繰り越した額と、当年度に繰り越された額の一致を必ず確認すべきである。</u></p> <p>なお、上述の繰越額が一致していなかった1団体については、令和5年度及び令和6年度において、県が実地検査を行っており、寄附金が目的外の事業に使用されていないことを確かめており、令和5年度寄附金活用収支決算書についても正しい内容に訂正して対応済である。</p>		
11	寄附対象団体の登録の解除について	持続可能な地域づくり団体支援事業 (ギフ鳥)	意見 P 48
		輝く鳥取創造本部協働参画課	
<p>交付要綱により、団体は、寄附対象団体の登録を辞退しようとするときは、県に寄附対象団体辞退届を提出することで辞退することができる。また、寄附対象団体としての登録は年度を越えて有効であり、翌年度に登録を希望しない場合も、辞退届を提出することで登録が解除となる。</p> <p>このとき、登録の辞退があった際に、寄附金の未使用額がある場合、辞退後に寄附金が目的外の事業に使用されるおそれがある。</p> <p>そのため、寄附金の未使用額がある状態で、<u>団体が登録を辞退する場合には、寄附金を全額使用するまで、寄附金活用収支決算書等を提出させるように交付要綱に定め、寄附金の使途について追跡できる体制を構築することが望ましい。</u></p>			
12	NPO法人に対するアンケートの回収が低調	とっとり県民活動活性化センター事業	意見 P 50
		輝く鳥取創造本部協働参画課	
<p>公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「活性化センター」という。）は、ボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動を総合的に支援するとともに、NPO、企業、行政、自治組織等、多様な主体による協働・連携を推進することにより、県民活動の活性化及び持続可能な活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に設立されている。</p> <p>活性化センターは、円滑な業務遂行に向けて、「NPO経営実態把握事業」として、NPO法人の情報を収集し、集計、分析を行い、県内のNPO法人の現状と課題を経営実態資料として取りまとめ、活性化センターの相談対応や伴走支援、事業の企画に活かすとしているが、その際行ったNPO法人へのアンケート調査の回収率は65/299(回収率21.7%)と低調である。</p> <p>活性化センターが、NPO等と協働・連携し、円滑に県民活動の活性化や活力ある地域社会づくりを推し進めるためには、これら基礎的データは必要不可欠な情報と思われることから、今後、アンケート調査を行う際には、NPO法人側への理解・協力が得られる環境醸成とアンケートの<u>実施内容・回収方法などの見直し</u>も必要ではないかと思われる。</p>			
13	新たな目標設定について	SDGs推進事業	意見 P 52
		輝く鳥取創造本部協働参画課	
<p>SDGs推進に当たっては、SDGsに取り組む個人又は団体等に「とっとりSDGsパートナー」登録、参画してもらい、SDGsの認知度向上と取組の見える化を進めるとして、令和2年度に「SDGsパートナーへの登録目標」を、令和6年度末までに「500件」との目標を掲げ、その後登録件数は増加しており、目標を掲げた翌年（令和3年度末）には、ほぼ目標値（500件）に迫る461件を達成している。</p>			



	<p>しかしながら、その後、特に新たな目標等は示されず、結果として登録数の伸びは鈍化している。本来であれば、令和5年度に向けて、新たな目標を示し、より効果的な取組を行うべきだったと思われる。</p> <p>また、担当部署は、当初の「新時代・SDGs推進課」から、「協働参画課」へ組織再編が進み、取組内容も「認知度向上」から、「事業者間の情報共有・発展」へ進展してきており、目標も分かりにくくなってきている。</p>		
14	「パートナー証」の発行費用	SDGs推進事業	意見
		輝く鳥取創造本部協働参画課	P52
<p>県は、活性化センターに、「とっとりSDGsパートナー制度事業」の業務委託を行っている。</p> <p>これに係る令和5年度の新規登録数は、「36件」（令和3年度は、287件）であり、この登録に係る事務量は、担当課からの聞き取りによると、次のとおり、<u>1件当たり概ね5～7時間</u>を要している。</p> <p>また、業務委託費から見た「1件当たりの委託費（令和3年度：約3千円/件、令和5年度：約30千円/件）※」を見ると、発行件数の減少から、事務効率の悪化が顕在化している。</p> <p>については、SDGs推進の取組内容の進展に合わせ、これに応じた事務の見直し、効率化を図っていく必要があると思われる。</p> <p>※ 当該委託費には、パートナー登録事務の他、チラシの作成等も含まれるが、便宜的に1件当たりの委託費を算出している。</p>			
15	「SDGsパートナー登録」に係る事務手続きの簡素化等	SDGs推進事業	意見
		輝く鳥取創造本部協働参画課	P53
<p>SDGsパートナー登録についての登録事務は、活性化センターに事務委託（令和5年度（決算額）：1,069千円）しているところであるが、<u>パートナー登録数の減少に伴って、上記14のとおり、事務処理効率が低下している。</u></p> <p>SDGs推進の取組内容は、「認知度向上」から、「事業者間の情報共有・発展」へ進展してきており、県民のSDGsに対する認識も一定程度の深まったものと思われるところ、現在のように厳格な手続きまで求める必要があるのか疑問が生じる。</p> <p>例えば、各地で見られる「交通安全の無事故・無違反チャレンジ宣言」のような自己宣言的な垣根を低くした「SDGsパートナー登録」の推進であれば、より裾野の拡大が期待されるし、また、事実上、企業・団体からしか申込みがない現状から見れば、県商工労働部が推進する「とっとりSDGs企業認証制度」の枠組みの中に「何がしかの枠組み」を新たに設けて一体的運用にすれば事務の効率化が期待されるところである。<u>事業取組の進展に伴って事務処理の見直し、簡素化も必要と思われる。</u></p>			
16	とっとりSDGs伝道師講師派遣に係る報償費について	SDGs推進事業	意見
		輝く鳥取創造本部協働参画課	P54
<p>県はSDGs普及のため、普及啓発の核となる「とっとりSDGs伝道師」に13名（令和6年1月18日現在）を任命し、①SDGs推進のための個人、企業、団体等に対して自主的にSDGsの普及啓発を行うとともに、②県内企業等が実施する研修会等に講師として派遣している。</p> <p>これに係る報償費及び旅費を支給するとして、1時間当たり6千円で2時間まで（上</p>			

限 12,000 円) とし県が負担しているが、うち 2 名については、同人 (又は所属する会社) からの要請として、講師単価としては通常では高額と思われる 5 万円/60 分~90 分とし、県基準 (6 千円/時間) で不足する部分は研修主催団体に負担させている。

については、SDG s 伝道師の役割は、同実施要綱によれば、「県内で SDG s の理念の普及や事例紹介等を行う」ことであり、SDG s 伝道師個々の熟度に違いはあるとは思われるものの、報償費の格差が大きすぎると思われる。

伝道師派遣制度は県の制度であり、派遣される伝道師は県から任命された者である。また、その使命は SDG s の普及であることを鑑みると、報奨金の額も格差はそれほどまでには無いように思われ、その違いは合理的かつ妥当なものである必要があると思われる。

おって、報償費とともに支給される旅費は、実費弁償的なものと考えられるが、主催者側から多分な謝金を受け取っている場合まで、支払う必要はないように思われる。

17	オープニングイベント運営業務に係る契約手続等	とっとり SDG s パートナシップ加速化事業	【指摘】
		輝く鳥取創造本部協働参画課	P 55

SDG s 普及・実践強化期間「とっとり SDG s シーズン 2023」を令和 5 年 10 月から 12 月の期間に開催し、10 月にはオープニングイベントを行っている。

① オープニングイベント関連業務として予算額 3,000 千円が確保され、その業者決定は、本来、入札等公正な手続きにより行われなければならないが、イベントの細目の決定が遅れ、入札手続きには時間を要するとの判断から、一連の業務を「A：会場設営等業務 (以下「A 業務」という。 )」、「B：情報発信業務 (以下「B 業務」という。 )」、「C：企画運営業務 (以下「C 業務」という。 )」の 3 つに分けて、それぞれが 100 万円以下の契約金額として、県契約事務処理要領による随意契約 (1 号随契、要件 100 万円以下) で契約締結している (一般的には、一括で契約した方が経済的かつ合理的)。

② また、県の契約事務処理要領では随意契約の場合にあっても、公平性や経済性を確保するため複数見積書 (50 万円以上は 3 者以上) の徴取を求めているが、「A 業務」と「B 業務」は同日の 9 月 4 日に 3 社で見積り合わせを行い業者決定しているものの、「C 業務」については、その 1 週間程後の 9 月 13 日に、「イベントの円滑実施のため、「A 事業」と同一業者とすることが望ましいとして見積り合わせを行わず業者決定をしている。

③ ついては、「C 業務」の仕様書によると、その業務内容は「オープニングイベント当日の実施体制及びプログラムを含めた実施計画書の調整」とあることから、通常であれば、まずもって最初に行うべき業務と思われる、また、「A 業務」の業務内容には、「資機材の調達から、会場の設営・撤去・資機材の管理及び操作、会場の警備まで細かく規定」されていることから、この段階においては、当該事業の全体像は既に確定していたものと推測され、9 月 4 日に「A 業務」、「B 業務」と合わせて「C 業務」の見積り合わせが行われなかった理由に乏しい。

④ 上記③に加えて、「A 業務」の仕様書には、「イベント中資機材の管理及び映像・音響機材等の操作、イベント中の操作は、発注者 (県) が別途調整するイベントの進行台本を基に行うこととし、詳細は発注者と調整を行うこと。」とある (別途「C 業務」仕様書には、「別途発注者が指定する者」とあり記載ぶりが異なる。)

担当課からは、「A 業務」と「B 業務」の見積り合わせの際には、それぞれの仕様書のみしか提供していないとの説明であったが、その仕様書を見た見積り書提出者が、後に「C 業務」があると思った者と、県が直接行うものと思った者の違いがあれば、お

のずと見積金額にも差がでると思料され、競争性、公平性及び経済性を害したおそれも否定できない。

については、一般的には、一括で契約を締結した方が経済的かつ合理的であるとともに、公正性等の問題も懸念されることから、契約の基本原則に則った公正な手続きを取られるべきと考える。

18

補助事業に係る不適切な補助金交付

(新)鉄道等地域交通維持・活性化事業

【指摘】

輝く鳥取創造本部交通政策課

P 60

J R西日本、県内市町村及び観光関係者等と連携した取組として、「鉄道事業者の運行する列車1編成のラッピングのお披露目会等」については、下表のとおり、①観光イベント事業、②プロモーション事業、③観光のための車両・駅施設改修事業、④補助金事務事業の4つの事業から構成されており、それぞれを鉄道運行会社からの補助金交付申請を受け、県が補助金の交付決定を行い、その後、実績報告を受けて補助金額を確定している。

【補助事業の概要】

(単位：円)

区分		補助対象事業費		
		内、国庫補助金	内、県補助金	
①	観光イベント事業	5,719,924	3,273,865	2,359,962
②	プロモーション事業	5,918,500	3,459,250	2,459,250
③	車両・駅施設改修事業	40,895,000	20,080,000	20,447,500
	小計	52,533,424	26,813,115	25,266,712
④	補助金事務事業	5,253,342	0	5,253,342
	合計	57,786,766	26,813,115	30,520,054

(※補助対象事業費のうち、453,597円は自己財源)

上表にある「④補助金事務事業」については、「①観光イベント事業」、「②プロモーション事業」、「③観光のための車両・駅施設改修事業」とともに補助金申請され、これが相当として県から補助金交付決定され、事業終了後の実績報告に基づき補助金が確定し支払いが実行されている。

これについて、交通政策課等から事業内容等の聴取、関係書類を監査したところ、その内容は、上表の①～③(計52,533千円)の事業に係る支払消費税額(5,253,342円)相当額と同額であった(当該事業において「支払消費税額」は、補助対象経費にならない。)

整理すると、①当該補助事業は、補助対象経費に何らかの役務対価が発生することを想定し、補助対象経費の10%を「補助金事務事業」として別枠の事業としてセットしていた、②その「10%」の根拠は、「消費税率10%」を斟酌したものであるが、あくまでも一般管理費を対象としたものである、③結果としては、補助事業者から、補助金の対象とならない「補助対象経費に係る消費税額」に補てんしたとの実績報告を受けて、これを補助対象事業費に該当するものとして、消費税額相当額を一般管理費と捉えて容認し、補助金額を確定していた。

また、担当者によっては、事業者の持ち出しとなる消費税相当額を補てんするものと思っていたようである。

通常、県補助金交付については、厳格な手続き(事業者からの交付申請→県からの交付決定→事業者からの実績報告→県の検査→補助金額の確定)が取られているところであるが、「10%交付ありき」の不適切なものと言わざるを得ない。また、当該補助事業者は、県が出資する法人でもあることから、より透明性を確保すべきである。

については、補助対象事業費にならない消費税相当額に対する補助金については、返還を求めべきであり、事業者側にとっても消費税申告において仕入税額控除を受けていることから相当である。

	<p>よって、補助対象者が、補助対象事業費に係る消費税相当額として交付を受けている補助金の額5,253,342円について、これに係る仕入税額控除額5,253,342円の返還が必要になると考える。また、今後の補助金交付事務執行に当たっては、透明性を確保し、適正に実施する必要がある。</p>		
19	<b>補助金の交付における消費税等の取扱い等</b>	(新)鉄道等地域交通維持・活性化事業 輝く鳥取創造本部交通政策課	<b>意見</b> P67
	<p>上記18にある「補助金の交付における消費税等の取扱い」については、令和4年度鳥取県包括外部監査報告書第3章第1の1の(4)のア「補助金の交付における消費税等の取扱い等」でも意見が付されているところでもあり、その後、財政課では問題意識を持って、上記の会計実務資料をはじめ、複数回にわたって全庁的な制度周知、注意喚起をされているが、残念ながら、事業担当課、担当者によって消費税と補助金の考え方に対する理解度に差があるものと思われることから、引き続き、補助金に対する消費税の考え方について理解の促進を図られる必要がある。</p> <p>なお、当該補助事業については、消費税に関する認識以前の問題として、「補助金事務事業」の制度設計において、補助対象事業費の具体的な明示等がなかったことから、結果として、不適切な補助金執行に繋がったものと思われるため、<u>補助対象経費の透明化と的確な明示等についても改善を図られる必要がある。</u></p>		
20	<b>実績報告書の適切な管理</b>	(新)鉄道等地域交通維持・活性化事業 輝く鳥取創造本部交通政策課	<b>意見</b> P67
	<p>上記18の①～④のそれぞれの事業については、令和5年12月3日に一般向けお披露目式を実施し、同車両の運行開始となったが、国補助金の算出根拠に変更が生じたことから、県において既交付決定済の一部事業(①観光イベント事業)に変更が生じるとして変更申請を提出させ、令和6年1月26日の国補助金額確定を待って、令和6年2月7日に変更承認を与えている。</p> <p>については、事業に変更が生じていない「②プロモーション事業」及び「③改車両・駅施設改修事業」については事業が終了したとして、<u>令和5年12月28日付(提出期限：同年12月31日)で実績報告が提出されているものの担当課では收受せず、国補助金額確定を待って翌年1月29日で收受している。</u></p> <p>しかしながら、鳥取県補助金等交付規則及びこれに基づく誘因通知によれば、実績報告の提出期限は12月31日であり、これを受けたときは提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行うとあること、及び鳥取県文書の管理に関する事務処理要領でも受領文書には規定の受付印を押印する定めがあることなどから、<u>適切な処理とは言い難い。</u></p> <p>もとより、担当課としては、一連の事業について一括して処理しようとしたものであるが、基となる誘因通知の提出期限を変更するなどの適切な処理をすべきであったものと思われる。</p>		
21	<b>運行事業収支決算書の確実な確認</b>	地域交通体系鳥取モデル構築事業 輝く鳥取創造本部交通政策課	<b>意見</b> P69
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>地域の実情に応じて市町村が実施する、①共助交通への支援、②市町村のデマンドバス等への支援、③新たな仕組みづくりへの支援、④車両購入費補助に対して、県は、事業者である市町村に対し補助金を交付している。</p> </div> <p>共助交通に対する支援は、地域の実情に応じて市町村が補助した補助金について市</p>		



	町村から実績報告書に基づき、市町村の補助金額の1/2を県が補助しているが、A町からの「B協議会」に係る運行事業収支決算内訳書の <u>支出項目の合計が不一致</u> となっていた。 これについては、 <u>積算内訳書からの転記誤り</u> であったが、補助金の諸手続きが形骸化されることがないように注意する必要がある。															
22	小規模な共助交通事業者へのサポート体制	地域交通体系鳥取モデル構築事業 輝く鳥取創造本部交通政策課	意見 P70													
	<p>「NPO法人C」の令和5年度の事業費は923千円で、これに対する市町村補助金545千円に対し、県はその1/2である272千円を補助している。</p> <p>実績報告では、令和5年度1年間の利用者は72人(12,819円/人、平成27年度311人)と利用者数は年々減少している。</p> <p>地域実情はより厳しさを増しているものと推察するが、効率的かつ効果的な支援ができるよう、<u>将来を見据えた早めの支援・対応が必要</u>と思われる。</p>															
23	市町村のデマンドバス等への支援	地域交通体系鳥取モデル構築事業 輝く鳥取創造本部交通政策課	意見 P70													
	<p>D町から提出があった「令和5年度路線維持運行費補助金」に係る実績報告についての算出根基を確認したところ、キロ当たり補助金対象経費費用が、<u>1割加算の「304円60銭」</u>ではなく、<u>実績額の「300円83銭」</u>が使われている。</p> <p>県補助金は、市町村が補助する額を基準としていることから不適切ではないものの、<u>上記1割加算は全県共通の取扱い</u>であること、補助対象運行事業者は他路線も抱えていることから、(市町村の予算確保上の問題であればやむを得ないが、)統一的な取扱いが望ましいと思われる。</p>															
24	フォーラムのハイブリッド方式での開催について	鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業 生活環境部環境立県推進課	意見 P72													
	<p style="text-align: center;"><b>【星取県フォーラムの開催状況】</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>タイトル</td> <td>星取県フォーラム 2023 ～輝けふるさと 人も、星も～</td> </tr> <tr> <td>日時</td> <td>令和5年8月26日(土)13時～15時</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>鳥取県立倉吉未来中心</td> </tr> <tr> <td>入場料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>収容人員</td> <td>大ホール 902席(1階席のみ利用)</td> </tr> <tr> <td>入場目標</td> <td>100～200名</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>120名余り</td> </tr> </table> <p>当フォーラムは、倉吉未来中心を会場としており、Web配信ではなく、現地開催のみだった。</p> <p>しかし、コロナ禍を経て、Web配信によるフォーラムは一般的になっており、他には県においても、ハイブリッド方式でのフォーラムも実施している。</p> <p>したがって、<u>今後、幅広い年齢層や、学生などの若者を対象としたフォーラムを開催する際には、ハイブリッド方式での開催を積極的に検討</u>することが望ましい。</p>			タイトル	星取県フォーラム 2023 ～輝けふるさと 人も、星も～	日時	令和5年8月26日(土)13時～15時	場所	鳥取県立倉吉未来中心	入場料	無料	収容人員	大ホール 902席(1階席のみ利用)	入場目標	100～200名	参加人数
タイトル	星取県フォーラム 2023 ～輝けふるさと 人も、星も～															
日時	令和5年8月26日(土)13時～15時															
場所	鳥取県立倉吉未来中心															
入場料	無料															
収容人員	大ホール 902席(1階席のみ利用)															
入場目標	100～200名															
参加人数	120名余り															

25	低すぎる動員目標等	鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業	意見
		生活環境部環境立県推進課	P 73
<p>動員数を100～200名を目標に「星取県フォーラム」を開催し、同フォーラムには120名余りが参加した。</p> <p>これに対して、会場として「鳥取県立倉吉未来中心の大ホール（1階席のみ利用／収容人員902人）」を準備し、地元新聞への折り込みチラシ約6万9千枚（費用約37万円）の配布等を行っている。</p> <p>については、夏休みの期間中の多くの子供たちに「星空や宇宙」に関心を持ってもらう貴重な機会を与えるべきではなかったかと思われる。鳥取県の目指すべき将来像に「豊かな自然・環境と人々の支え合いの中で、心の豊かさを実感しながら充実した生活を安心して送ることができる鳥取県」とあるが、まさにこれからを担う子供たちにとっては貴重な機会であったと思うと残念である。</p> <p>また、チラシの配布地域は、旧鳥取市（鳥取市のうち、旧気高郡、旧岩美郡及び旧八頭郡を除く）約4万世帯（全体の約6割）と中部地域（倉吉市及び東伯郡）2万8千世帯（全体の約4割）を対象に行っている。なぜ、<u>近隣の「旧気高郡」には配布せず、大半を遠隔地である旧鳥取市世帯に配布したのか</u>、広報の費用対効果にも疑問がある。</p> <p>加えて、<u>会場の収容人数（902人）と実来場者数約130名の開差も非経済的</u>と言わざるを得ない。</p> <p>今後とも鳥取県の強みを生かす各種イベントが開催されるものと思われるが、開催目的に沿った<u>十分な準備等</u>を行い、<u>効率的かつ効果的</u>に実施されることを期待する。</p>			
26	契約履行検査の徹底	鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業	【指摘】
		生活環境部環境立県推進課	P 74
<p>食糧費の支出について監査したところ、「食糧費支出事前何書」に記載のある開催日時と検査済と表記された「請求書」にある<u>実施日が相違</u>していた。</p> <p>これについて担当課へ確認を求めたところ、請求書にある実施日付の間違いに気が付かず、「確認了」としていたものと説明があった。</p> <p>については、早急に手続きの補完を行われる必要があるとともに、今後は、<u>鳥取県会計規則に則った適正な処理</u>を行っていただきたい。</p>			
27	鳥取県家庭用太陽光発電普及啓発業務の委託契約書について	鳥取スタイルPPA導入推進事業	【指摘】
		生活環境部脱炭素社会推進課	P 76
<p>太陽光発電導入・利用・理解促進事業の一環として、県と一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会（以下「木造住宅推進協議会」という。）の間で、「鳥取県家庭用太陽光発電普及啓発業務委託契約書」を結んでいる。委託業務の目的は、県内の工務店や家庭等への太陽光発電の特徴や重要性について普及啓発を行うことを通じて、県内の家庭用太陽光発電の導入拡大を図ることを目的としている。</p> <p>当契約書第4条には、委託料について以下のように定められている。</p> <p>（委託料） 第4条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）の金額は、金1,925,000円（消費税及び地方消費税は含まない。以下「委託料の限度額」という。）を限度とする。</p>			

当該取引は、消費税法上では課税取引（不課税又は非課税取引ではない。）に該当することから、契約書第4条に「消費税及び地方消費税は含まない。」とされている場合にあっては、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除いた委託料1,925,000円に、消費税等を加算した合計2,117,500円が委託料の限度額になるものである。

これについて、県は誤認し、木造住宅推進協議会が免税事業者であることを理由に、消費税等を除いた1,925,000円を上限額として補助金の精算を行うべきと考えていた。

結果として、木造住宅推進協議会での税込みでの支出額が1,925,000円未満だったことから、これをそのまま支払い、県が過少に委託料を払うことにはならなかったが、仮に、委託料と同額以上の支出だった場合は、本来上限額は2,117,500円まで支払われるべきところ、1,925,000円しか払われなかったこととなる。

したがって、県は、消費税の取扱いを整理し、契約書の文言を修正すべきである。  
また、他の免税事業者との委託契約が同様の文言になっていないか、調査することが望まれる。

28

太陽光発電設備整備運営事業の実施に関する協定書の解除について

鳥取スタイルPPA導入推進事業  
生活環境部脱炭素社会推進課

意見  
P77

県は、PPAによる県有施設への太陽光発電設備整備運営事業に関して、8件の公募を行い、発電事業者と協定を結んだ。しかし、そのうち2件については、令和6年3月29日付けで協定が解除となった。

この電気料金の単価設定において、協定解除となった2件については、現状の電気料金単価と比較して、新単価のほうが高くなる見込みとなったことから、県と発電事業者との間で価格の折り合いがつかず、解除となった。

しかし、PPAによる県有施設への太陽光発電設備の主たる目的は、県有施設が率先して再生可能エネルギーを導入し、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、環境イニシアティブプランで目標とする県内需要電力における再生可能エネルギー割合60%を達成することにあるはずである。

また、電気料金の価格は、通常、再エネ賦課金や託送料、発電コスト燃料費などにおいて将来の上昇リスクがあるが、PPAを導入すると20年間同一単価になるため、発電コスト燃料費が上がるおそれもなく、再エネ賦課金や託送料は不要になる。すなわち、将来におけるコスト上昇を抑制できる可能性があるというメリットがある。

したがって、今後は、現状の電気料金単価と比較して高いか低いかではなく、環境価値を高めることを優先し、環境イニシアティブプランの目標を達成するために、太陽光発電設備を積極的に導入することが期待される。

また、県有施設を指定管理者が運営している場合は、指定管理者の負担が増加することになるが、県都合での増加のため、増加分だけ指定管理料を増やすことを検討することが望ましい。

※ PPA (Power Purchase Agreement (電力販売契約)) : 施設所有者(電力消費者)が提供する敷地や屋根などのスペースに電力消費者以外の第三者(発電事業者)が太陽光発電設備等を設置し、発電された電力をその施設の電力消費者へ有償提供する仕組み。

29	P P A事業者のHP公開について	鳥取スタイルP P A導入推進事業	意見
		生活環境部脱炭素社会推進課	P 78
<p>独立行政法人国民生活センターより、家庭用蓄電池の勧誘トラブルに関する注意喚起が行われている。また、県や各市町村の消費生活センターにおいても、突然の電話や訪問による太陽光発電設備や家庭用蓄電池の勧誘について、県民からの相談が寄せられている状況である。</p> <p>今後、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（F I T）」以外の方式であるP P Aが住民にも広まれば、関連業者が多く発生し、勧誘トラブルも増加すると考えられる。その際、京都府が行っている「京都0円ソーラープラットフォーム」などのような、事業者の認定制度の活用により、県民が安心してP P Aの導入を検討できると考えられる。</p> <p>したがって、<u>P P A事業者の認定制度を設け、県のホームページにて認定業者を公表することで、悪質な勧誘などのトラブルを減らすことができると考えられることから、認定制度を検討することが望ましい。</u></p> <p>※ F I T：初期投資を施設の所有者が行うことから導入時に多額の支出が必要。</p>			
30	建設工事請負契約書の適用条項誤り	県有施設脱炭素化事業（L E D改修）	【指摘】
		総務部総務課	P 80
<p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">温室効果ガスの排出の削減等のため、令和5年度は、年次計画どおり鳥取県本庁舎（第二庁舎）ほか10施設の照明設備のL E D化を行う。</p> <p>県庁本庁舎照明設備L E D化工事（二工区）（工事金額55,440千円）及び県庁第二庁舎照明設備L E D化工事（一工区）（工事金額30,030千円）の工事発注・契約（脱炭素社会推進課は予算を総務課に配当替えにより、同課で実施）における「建設工事請負契約書」において、支払いに対する特約条項を盛り込んでいるが、正しくは「第34条第4項及び第5項は適用しない。」とすべきところ、「第34条第3項及び第4項は適用しない。」と誤った条項を記載していた。これにより、「第4項：中間前払金」及び「第5項：中間前払いの請求手続き」を除外するところ、「第3項：前金払の支払期日に関するもの」及び「第4項：中間前払金」を除外するものとして契約を締結していた。</p> <p>発生した事由としては、建設工事請負契約書（標準様式）が改定（令和5年4月1日）され、第34条に第2項が追加となったものの、<u>特約条項の改定を失念し、従前の規定をそのまま使用していたものである。</u>幸いに、前払金の支払請求はなかったため、不利益等は発生しなかった。</p> <p>しかしながら、会計事務処理要領（決裁経路）では、起案課の所属決裁を了した後に統括審査課で審査が行われる厳格な手続きが定められているところ、いずれの課もその間違いに気付かず契約締結していたものであるが、契約手続きであることから、緊張感を持って取り組まれる必要がある。</p>			
31	実績報告書の的確な審査の実施	ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業	【指摘】
		生活環境部循環型社会推進課	P 85
<p>（もったいない！食べ残しゼロ事業）</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">当該事業は、外食時の食べ残しの持ち帰りを定着させることを目的として、これに係る容器の購入費用を補助率10/10で、上限2万円（複数店舗は4万円）まで支援する補助事業であり、テイクアウト用容器を除くとしている。</p> <p>また、補助金額の交付は、補助事業者から事業完了後の実績報告を受けて、これを審査し、適正と認めたときは補助金額を確定し、交付することになっている。</p> <p>これについて、<u>担当課は容器の購入事実があれば食べ残しの持ち帰りが実施されると</u></p>			



みなし、日々の事業活動での消耗品となる容器の使用状況等を逐一確認及び報告させることは事業者の過度な負担となるため求めていない。

提出された実績報告書の事業内容欄には、①事業の実施予定期間の記入、及び②購入容器区分欄へのチェックのみしかなく、添付書類として購入された補助対象経費の領収書等は添付されていることから、購入したとの事実は分かるものの、対象事業の目的に沿って使用されたどうかの判断はできないものである。

補助金については、仮に補助金額が比較的少額であったとしても、補助対象経費として購入された容器の目的外利用の防止、及び適正公平な補助金事業の執行の観点から、補助事業が適正に実施されたかどうかの判断ができ得る報告を求めるべきであり、改善の必要がある。

(参考)

「適正に実施されたかどうかの判断に求められる情報等」としては、少なくとも、次のものが考えられる。

- ① 実際の事業実施期間
- ② 事業目的に従って遂行された事実（過度な負担が生じない程度のもの）
- ③ 事業終了時の容器の残枚数及びその処分方法 など

32 県直轄事業と補助事業等について

ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト  
事業

意見

生活環境部循環型社会推進課

P 86

(フードドライブ活動推進事業)

県は、「フードドライブ活動」を推進するため、①県直轄事業として、(a)市町村等を窓口にした年3回の直接事業と、(b)県内の特定の団体への事業委託(令和5年度委託料(限度額)814千円、実績額483千円)による取組を行っているほか、②フードドライブの取組を行っている県内の事業者、団体等に対して、「フードドライブ支援補助金」(補助率1/2、上限100千円)として経費の一部を補助している。

これについて、上述①(b)「県内の特定の団体への事業委託」については、契約上では「フードドライブに参加する者は、限定しないこと」との要件は付されているものの、鳥取県事業とは分かりづらく、当該団体活動の一環としての色彩が強いように思える。

上述①(b)の委託事業は、平成30年度から令和5年度まで長らく実施されているものであるが(令和6年度は未実施)、当該団体が自主的に取り組み取組拡大を図る場合にあっては、他の事業者と同様に上述②「フードドライブ支援補助金」を活用させるなど、自主的な取組の醸成を図ることが肝要と思われる。

おって、近年、県内各地においても大手コンビニエンスストアやスーパーマーケットなどのフードドライブの取組も始まっていることから、行政の効率性と経済性を踏まえつつ、時代に合った官民の役割分担が求められるものと思われる

33	補助対象経費に対する実績報告の 的確な審査等	ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト 事業	【指摘】						
		生活環境部循環型社会推進課	P 87						
<p>(フードドライブ活動推進事業)</p> <p>「フードドライブ支援補助金」として、フードドライブの取組を行う県内の事業者、団体等に対して、フードドライブを新たに開始、又は取組拡大するために必要と認められる経費のうち回収ボックス、ポスター等について補助金(補助率1/2、上限100千円)を交付している。</p> <p>については、交付申請に添付されている見積書には、「フードドライブ回収箱用シート」となっているものの、実績報告に添付されている領収書は、「フードドライブ回収箱(啓発ポスター含)」になっており、<u>整合性がなく正確さに欠ける。</u></p> <p>また、実績報告の添付書類からは、公民館の受付等に回収ボックスを配置するとし、この4面にシート(チラシ状のインクジェットプリント)を貼付するとしているが、利用者側から見える1面への貼付けでも足りると思われることから、<u>必要部数など経済的な視点からの審査も必要</u>であったと思われる。</p>									
34	実績報告の提出遅延	ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト 事業	意見						
		生活環境部循環型社会推進課	P 89						
<p>(Let's 4 R実践活動推進補助金)</p> <p>次の補助事業については、<u>補助金交付要綱に定める実績報告書の提出期限を大幅に徒過していることから、必要な手続きが形骸化しないよう適正な事務処理を確保する必要がある。</u></p> <p>なお、補助事業者は市町村であり、他の模範となるべきと思われる。</p> <p style="text-align: center;">【イベントの開催状況】主催者：●●市</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">(イベント開催日)</td> <td style="padding: 2px;">R 5. 10. 15</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(事業完了日)</td> <td style="padding: 2px;">R 5. 12 (R 5. 12. 25 事業者側支払手続き完了)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(実績報告日)</td> <td style="padding: 2px;">R 6. 3. 11</td> </tr> </table>				(イベント開催日)	R 5. 10. 15	(事業完了日)	R 5. 12 (R 5. 12. 25 事業者側支払手続き完了)	(実績報告日)	R 6. 3. 11
(イベント開催日)	R 5. 10. 15								
(事業完了日)	R 5. 12 (R 5. 12. 25 事業者側支払手続き完了)								
(実績報告日)	R 6. 3. 11								
35	大山入山協力金の決算処理について	国立公園満喫プロジェクト等推進事業	意見						
		生活環境部自然共生課	P 92						
<p>(大山入山協力金運営事業)</p> <p>大山入山協力金については、その実施主体として、県、大山町及び地元関係団体が組織する任意団体「大山山岳環境保全協議会」が業務を担っているが、直接に、登山道の補修や避難小屋の管理、修繕などは行わず、協力金収入から大山の頂上を保護する会への配分額を差し引いた残金を、<u>過去に県及び大山町が維持費用等に支出した割合で、それぞれに寄附として配分(支出)している。</u></p> <p>しかしながら、<u>協議会規約第12条では、剰余金の配分を行わないとの規定があることから、実質的に剰余金の配分と同様な決算期末における「寄附行為」は、当該協議会規約との整合性が伴っていない。</u></p> <p>については、実施主体である「(任意団体)大山山岳環境保全協議会」は県組織とは異なるものの、県西部総合事務所環境・循環推進課が事務局を務めることから、意見とした。</p> <p>また、鳥取県のホームページでは、近年の維持管理費は、3か年平均で4,205千円がかかり、その必要性については情報提供されているものの、協力金についての具体的な収支決算額の提供等は行われていない。</p>									

	<p>については、令和5年度の実績は435万円と県説明の維持管理等と同程度であるものの、今後、協力金の増加（※）にも力を入れることに鑑みると、<u>より多くの協力者に理解を得るためには、収支決算額をより適切に公表していくことも必要と思われる。</u></p> <p>※ 大山入山協力金の協力率は、現在、約10%と推測されるが、約20%程度までの増加が見込めると推測しており、今後、協力率の向上対策に取り組むことにしている。</p> <p>（参考）富士山保全協力金の例（出典：各県ホームページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 山梨・静岡県が協議しながら、各県それぞれが実施</li> <li>○ 各県それぞれ基金を設置し、協力金を管理</li> <li>※ 各県は、協力金の受入金額（収支）及び使途を公表</li> </ul>		
36	大山入山協力金の協力者への返礼品の管理方法について	国立公園満喫プロジェクト等推進事業 生活環境部自然共生課	<b>意見</b> P 93
	<p>（大山入山協力金運営事業）</p> <p>大山入山協力金への協力者に対し、①随時支払者（500円）には「記念カード」を、②定額支払者（3,000円）には「梨の木キーホルダー」を返礼品として配付しており、返礼品の管理は、県西部総合事務所担当課で行われている。</p> <p>監査で臨場した際に受払状況を確認したところ、「返礼品配付管理表」により、「納品数（増加数）」と「各窓口への払出数（減少数）」の管理は行われていたものの、<u>事業季節終了時の残枚数の確認等は行われていなかった。</u></p> <p>後日、残枚数の受払結果の連絡を受け、協力金実績と対比したところ、<u>それぞれに協力金実績との間に開差が生じている。</u></p> <p>この開差については、「記念カード」の過不足は、募金箱横に置かれている返礼品の引取り（任意）をしなかったものと思料され、「キーホルダー」の過不足理由は不明である。</p> <p>については、これを持ってのみで協力金実績の適否を判断することはできないが、今後、<u>不測の事態が発生しないよう、返礼品の管理体制の充実を図られる必要がある。</u></p>		
37	公園施設に係る賃貸料契約書への印紙税もれ（貼付漏れ）	自然公園等魅力向上事業 生活環境部自然共生課	<b>【指摘】</b> P 95
	<p>自然公園内にある施設に係る土地所有者との土地賃貸借契約について確認したところ、<u>契約書に印紙税漏れ（貼付漏れ）が散見された。</u></p> <p>鳥取県契約事務処理要領には、「契約書への収入印紙の貼付として、県が保管する契約書等は相手方が作成したものとして収入印紙の貼付及び消印が必要である。」及び「相手方から契約書等を受領する際には、課税額に見合った収入印紙の貼付及び消印について確認すること。」と規定されているところ、担当課としては、印紙が貼られていない契約書があった場合には、疑問を持ち、その適否を確認すべきである。</p>		
38	契約手続きの形骸化	自然公園等魅力向上事業 生活環境部自然共生課	<b>【指摘】</b> P 96
	<p>歩道の草刈り・点検等業務の契約締結において、県は、同一業者との複数の契約手続きについて、県契約事務処理要領に基づく、「随意契約できる場合（1号随契）」に該当し、同要領で求められている「予定価格が20万円以上50万円未満の場合は、2者以上からの見積りを徴する」に該当するとし、<u>見積書を2者から徴したとして決裁手続きを進めている。</u></p>		

	<p>いずれの場合も、もう一方の見積り業者はいずれも他の同一業者とし、<u>相手方から見積辞退の回答を受け「辞退連絡あり」として処理し、他者からの追加見積徴取には努めていなかった。</u></p> <p>担当課からは、業務地を施工する業者が少ないことから、従前からこれにより手続きを行っているとの説明があったが、<u>契約手続きの形骸化そのもの</u>であることから、契約事務処理手続要領に則った適正な手続きを進めるべきである。</p> <p>なお、同要領によれば、仮に、「見積書を2者以上から徴することができないと認められるとき」は、1者見積りとする旨が規定されている。これについては、あくまでも適正な手続きに則り、かつ経済性を確保した上での手続きと思われることから、これらを踏まえた稟議を計られるべきと思われる。</p>					
39	<b>生物多様性GISの経済的な運用について</b>	<table border="1"> <tr> <td>生物多様性保全事業</td> <td rowspan="2">意見</td> </tr> <tr> <td>生活環境部自然共生課</td> <td>P 97</td> </tr> </table>	生物多様性保全事業	意見	生活環境部自然共生課	P 97
生物多様性保全事業	意見					
生活環境部自然共生課		P 97				
	<p>県は希少野生動物の保護等を目的に生息情報を可視化するため、平成23年度に県外事業者システム開発を依頼し、以後、同事業者と毎年GIS保守運用業務委託契約を締結（R5決算額804千円）している。契約内容は、①保守・システムに関する質問、相談等、②GISへのデータ追加、③データ解析・作図作業としている。</p> <p>しかしながら、<u>主要な委託業務である「追加データ数」は、年度によって大きく異なる（0～23,540件/年）</u>ところであり、別途「データ解析・作図作業」の有無で作業量を調整している。</p> <p>については、<u>業務委託料の算出根拠が曖昧であることから、それぞれに単価を設定し、実績報告に基づき精算する、又は、システムメンテナンスとデータ入力を分けて契約する方法が適切であった。</u></p> <p>なお、同業務は、利便性を向上する観点から、令和7年度からは、委託事業からととりWEBマップでの運用に変更になり、保守費用は不要となるなど費用面の改善が期待される。</p> <p>おって、早めの運用変更を検討すべきであったと思われる。</p>					
40	<b>制札板の備品台帳への登録漏れ</b>	<table border="1"> <tr> <td>生物多様性保全事業</td> <td rowspan="2">【指摘】</td> </tr> <tr> <td>生活環境部自然共生課</td> <td>P 98</td> </tr> </table>	生物多様性保全事業	【指摘】	生活環境部自然共生課	P 98
生物多様性保全事業	【指摘】					
生活環境部自然共生課		P 98				
	<p>自然環境保全地域内に設置された制札の修理（修理費275千円）について、備品台帳への登録状況を監査したところ、<u>登録漏れとなっていたことから、正規の手続きに則り登録を行う必要がある。</u></p> <p>（参考）制札板：禁令・法規などを箇条書きに記した立て看板</p>					
41	<b>ニホンジカ、イノシシの計画的捕獲による適切な個体数管理</b>	<table border="1"> <tr> <td>鳥獣保護管理事業</td> <td rowspan="2">意見</td> </tr> <tr> <td>生活環境部自然共生課</td> <td>P 100</td> </tr> </table>	鳥獣保護管理事業	意見	生活環境部自然共生課	P 100
鳥獣保護管理事業	意見					
生活環境部自然共生課		P 100				
	<p>国・県の目標としては、ニホンジカ、イノシシとも<u>平成23年度の推計生息数を令和10年度までに半減する</u>としている。</p> <p>担当課においては適時、個体数動向の将来予測調査を実施するとともに、捕獲に取り組んでいるところであるが、ニホンジカは、近年は生息数の伸びは鈍化しており、捕獲目標を達成すれば減少に転じると見込まれている。イノシシについては、担当課からは減少に転じており、捕獲目標を達成すれば国・県の目標（平成23年度の推定個体数を令和10年度に半減）に届くとの説明があったが、捕獲数が捕獲目標を下回っている状況にある。</p>					



	<p>いずれにしても、ニホンジカについては、国・県の目標（平成23年度の推定個体数を令和10年度に半減）には届く見込みはなく、イノシシについては、生息数は緩やかに減少している状況にあるが、国・県の目標に届くかどうかは今後の捕獲数次第ではないかと思われる。</p> <p>人口減少・少子高齢化の影響を最も受ける中山間地域の県民の生活に深刻な影響を与える有害鳥獣被害の減少に向けて、現状を踏まえた捕獲計画の策定・見直しやその即戦力となる狩猟者の養成をはじめとした環境整備などに加速的に取り組まれる必要があると思われる。</p>		
42	狩猟者養成業務委託契約に係る人件費の明瞭化等	鳥獣捕獲者確保環境整備事業 生活環境部自然共生課	<b>【指摘】</b> P103
	<p>令和5年度の狩猟者養成業務については、猟友会に業務委託しており、同業務実施要領において、人件費の上限単価として概ね9,200円/人と規定されている。</p> <p>しかしながら、実績報告では、指導内容に応じて9,000円～20,000円/人までの幅があり、契約条項との整合性が取れていない。</p> <p>これについて、担当課からは、受託者側が指導内容に応じて実態に合った単価にしているとの説明であったが、<u>合規的に見て不明瞭と言わざるを得ず、同業務実施要領の規定が陳腐化しているのであれば、指導内容に沿った合理的かつ明瞭な基準を設けるべき</u>と考える。</p> <p>また、<u>今後の狩猟者の養成において、指導者自体の育成体制の構築も必要であると思われることから、実情に合った基準づくりも喫緊の課題</u>であると思われる。</p>		
43	狩猟者養成業務委託契約の実績報告の遅延	鳥獣捕獲者確保環境整備事業 生活環境部自然共生課	<b>【指摘】</b> P104
	<p>当該契約によると、完了報告は委託業務を完了した日から10日以内、又は、令和6年3月31日のいずれか早い日とあり、また、これを受けての完了検査は、完了報告書を受理してから10日以内、又は、令和6年3月31日のいずれか早い日までに完了確認を行うことになっている（<u>したがって、少なくとも令和6年3月31日までに完了報告を受理し、同日に完了検査を行う必要がある。</u>）。</p> <p>しかしながら、<u>完了報告は、令和6年3月29日に経費内訳のみを提出し、その後、令和6年5月8日に委託業務事業実績書を提出していることから、上述の期限までに求められている完了検査が実施できていない。適正な事業実施を確保する上で改善が必要</u>である。</p>		
44	補助対象経費の合理的かつ妥当性について	(拡充)地域で進める緑のまちづくり事業 生活環境部まちづくり課	<b>意見</b> P106
	<p>(地域緑化活動育成支援補助金交付事業)</p> <p>鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体の緑のまちづくりを推進するとし、地域の取組を支援している。</p> <p>A団体は、「人材の育成に係る事業」を事業目的に、例年、補助金交付（補助率10/10、上限100万円）を受け、補助事業として実施している。</p>		

	<p>当該補助事業は、主に会員のレベルアップを目的として開催されているものと思われ、著名講師を毎回招聘しているが、実績報告書に添付されている「事業報告書」には、その公益上の必要性の記述はなく、何をもって十数名の会員のレベルアップを目的に毎回著名講師を招聘する必要があるか否かが不明であるため、補助金事業を選定する審査においては、その事業の具体的目標や効果なども十分に見極められ、<u>透明性を確保された上で決定すべき</u>と思われる。</p> <p>また、補助事業において作成された「ウッドヘンジ（木や草などを堆積するサークル）」は、町営公園内に設置され、これに掛かる植栽材料費は同公園指定管理者から購入しているが、一般的には公園の管理は指定管理人が管理すべきであって、その費用は町等が負担すべきものと思われることから、補助金決定の際にはこれらも含め検討される必要があると思われる。</p>					
45	<p>実績報告書に対する的確な審査等について</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="719 607 1254 685">(拡充)地域で進める緑のまちづくり事業</td> <td data-bbox="1254 607 1394 685">意見</td> </tr> <tr> <td data-bbox="719 685 1254 730">生活環境部まちづくり課</td> <td data-bbox="1254 685 1394 730">P108</td> </tr> </table>	(拡充)地域で進める緑のまちづくり事業	意見	生活環境部まちづくり課	P108
(拡充)地域で進める緑のまちづくり事業	意見					
生活環境部まちづくり課	P108					
<p>(地域緑化活動育成支援補助金交付事業)</p> <p>上記44について、実績報告書の積算内訳には、講師（個人）への講師料、交通費、及び宿泊費2泊としての金額が記載されている。</p> <p>しかしながら、今回のように事業の実施日程が1日である場合には、<u>2泊の宿泊費が妥当であるかどうかの事由補完を行うべき</u>と考えるが、その支払いの証として、講師の関係先への振込明細書（合計額）が添付されているのみある。</p> <p>については、県補助金等交付規則によれば、「実績報告を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、対象事業が交付決定内容等に従って遂行されていると認められたときには、交付すべき補助金等の額を確定する」とあることから、的確な審査を行うべきである。</p>						
46	<p>登録事業者の情報公開について</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="719 1182 1254 1227">とっとり健康省エネ住宅普及促進事業</td> <td data-bbox="1254 1182 1394 1227">意見</td> </tr> <tr> <td data-bbox="719 1227 1254 1272">生活環境部住宅政策課</td> <td data-bbox="1254 1227 1394 1272">P110</td> </tr> </table>	とっとり健康省エネ住宅普及促進事業	意見	生活環境部住宅政策課	P110
とっとり健康省エネ住宅普及促進事業	意見					
生活環境部住宅政策課	P110					
<p>県は、健康省エネ住宅を広めるため、助成や普及活動を行っている。</p> <p>とっとり健康省エネ住宅の新築「NE-ST」及び改修「Re NE-ST」の認定においては、県に登録された事業者による設計・施工が要件となる。事業者は、とっとり健康省エネ住宅設計・施工事業者登録要綱に基づき、技術研修を受講し、考査を受け合格した場合にのみ登録ができる。</p> <p>県は登録事業者についてホームページで「とっとり健康省エネ住宅 登録事業者一覧」として公開している。</p> <p>しかしながら、公開されている情報は、事業者の名称、所在地、連絡先、登録技術者数のみであり、事業者のホームページのリンクはない。</p> <p>新築「NE-ST」及び改修「Re NE-ST」に興味を持った施主が、事業者を探す場合に、当該県の登録事業者一覧は有効活用できると考えられるが、事業者のホームページのリンクがないため、施工事例等を調べる場合は、名称などからインターネット検索をしなければならない。</p> <p>したがって、県のホームページである「とっとり健康省エネ住宅 登録事業者一覧」において、事業者のホームページのリンクも掲載することが望ましい。</p> <p><u>ただし、ホームページを用意していない事業者や、リンクを掲載したくない事業者もいる可能性があるため、各事業者にアンケートを行い、掲載を許可する事業者のみ公開することが望ましい。</u></p>						

47	三世代同居等世帯への補助金の加算要件について	とっとり住まいる支援事業	意見
		生活環境部住宅政策課	P112
<p>交付要綱によると、三世代同居等世帯に該当する場合は、定額 10 万円の補助金が加算される。各定義は、以下のとおりである。</p> <p>＜とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱 第3条＞</p> <p>(13) 三世代同居等世帯 次に掲げる要件のうち、いずれかに該当する世帯（申請日時点で三世代が同居（アの場合は近居を含む。）している場合を除く。）をいう。</p> <p>ア 直系尊属の世帯と新たに近居する子育て世帯等</p> <p>イ 直系尊属の世帯と新たに同居する子育て世帯等</p> <p>ウ 直系卑属の子育て世帯等と新たに同居する世帯</p> <p>については、申請日時点で、直系尊属と同居している場合や、直系尊属と近居していて、新たに別の住宅を建築し近居する場合は、当該加算要件を満たさないことになる。</p> <p>しかし、加算要件の主旨は、新たに建築する住宅が、直系尊属・直系卑属と同居・近居であれば、子育てや、介護等の必要が生じた際に、三世代で互いに協力しやすい環境にすることに対して、県が補助をするものである。</p> <p>したがって、<u>将来において協力しやすい環境であることが重要であり、申請日時点で三世代が同居・近居しているかは関係がないと考えられることから、当該加算要件を見直すことが望ましい。</u></p>			
48	県内企業に係る情報誌「とりスターvol.3」の発行について	「ふるさと来 LOVE とっとり」県内企業の魅力発信・就業体験支援事業	意見
		商工労働部雇用・働き方政策課	P114
<p>若者の県内就職の促進について各種事業に取り組んでいる。</p> <p>「鳥取で働く！」をコンセプトに、高校・大学生及び関係先向け情報誌についての構成は、16 頁もの冊子（表紙 1、鳥取県内の就職情報 4 頁、企業紹介 8 頁（8 社）、サポート窓口紹介 2 頁、裏面 1 頁の構成）であり、県担当課としては、学生をはじめ保護者などに広く情報提供して有効だったとしているが、<u>対象が高校生から大学生と幅が広く各層に対しての情報は少なすぎ、配布先も広範囲に配っているものの効果は低いように思われる。</u></p> <p>また、各方面に送付されているが、<u>データ送信すれば足りるところもあり、インターネット社会の昨今の情勢に合っていないように思える。</u></p> <p>なお、冊子送付からデータ送信などに切り替えられたこともあって、冊子作成数については、令和 3 年度 5 万部から、令和 4 年度は 4 万部、令和 5 年度は 3 万部（決算額 3,036 千円）と徐々に減少している。</p> <p>近年、県ではインターネットを活用した各層への情報提供に力を入れ、普及定着が図られていることから、<u>従来型の紙ベースの情報提供については、その有効性（経済的）について十分に見極めを行い無駄のない財務執行を促進されるべきと思われる。</u></p>			

49	就活専門機関との連携による情報発信	「ふるさと来 LOVE とっとり」 県内企業の魅力発信・就業体験支援事業	意見
		商工労働部雇用・働き方政策課	P 115
<p>就職専門業者が開設するポータルサイトに鳥取県特設サイトを設置し、「鳥取県で暮らす働く」をテーマに魅力発信をするものとして 6,996 千円を支払っている。</p> <p>平成 29 年度から令和 5 年度まで継続して実施し、令和 5 年度をもって廃止となっているが、県ではインターネットを活用した各層への情報提供に力を入れ、普及定着が図られていることから、本来であれば、適切に効果測定を行い、早めの判断が可能だったのではないかとも思われる。</p> <p>また、「県内企業で働く 3 名の先輩の体験談をもとに県内就職の魅力を発信」する構成になっているが、企業名も紹介されることから、企業協賛での企画もあり得たのではないかとも思われる。</p>			
50	とっとりインターシップの参加促進	「ふるさと来 LOVE とっとり」 県内企業の魅力発信・就業体験支援事業	意見
		商工労働部雇用・働き方政策課	P 116
<p>商工団体への業務委託（決算額 37,356 千円）により、実施している。</p> <p>前述のとおり、K P I（R 6 年度目標）として、①大学生の県内企業インターンシップ参加者数目標を 500 人（策定時 H30 年度 426 人）、②県外学生の県内企業へのインターンシップ参加者数目標 200 人（策定時 H30 年度 163 人）を掲げている。</p> <p>参加者については、コロナ禍までは順調に伸びたものの、コロナ禍後に戻らない（R 5 年度実績：参加学生数 326 人、うち県外学生 154 人）、また、学生からの登録に対して、受入企業とのマッチングのレスポンスを短縮するなど対応手順の改善にも努めているとの説明はあったが、<u>多額の公費をかけた取組が功を奏するよう、関係機関と十分な情報共有を図り、取組を加速される必要がある。</u></p>			
51	中小企業の情報発信支援事業補助金の効果測定等	「ふるさと来 LOVE とっとり」 県内企業の魅力発信・就業体験支援事業	意見
		商工労働部雇用・働き方政策課	P 116
<p>県内に本社を有する中小企業に対し、求人情報の発信に必要な経費の一部を助成（補助率 1 / 3、補助限度額 300 千円、各年 1 回で最大 3 回まで）している。</p> <p>これについては、新卒採用を中心に中途採用も含めた求人情報を発信するため、平成 23 年度から継続されていたが、「とっとり就活ナビ」等で情報発信を進められたこともあり、令和 5 年度をもって廃止されているが、県ではインターネットを活用した各層への情報提供に力を入れ、普及定着が図られていることから見れば、<u>適切に効果測定を行われ、早めの廃止判断もあり得たのでは</u>と思われる。</p> <p>また、同補助金交付要綱第 3 条 3 項には、<u>県内事業者への発注への努力義務が課されているものの、県外事業者への発注理由として、単に「県外業者がコスト安い」、「県外へ発注予定」等と記載されているものが散見される。</u></p> <p><u>県内経済の発展のため、事業者の受注機会の増大を図るという鳥取県産業振興条例の趣旨をしっかりと補助金申請者に理解していただいた活用が望ましい</u>と思われる。</p> <p>また、人口最少・経済最小の当県において、限りあるリソースを最大限に引き出して</p>			



	いくためには、事業者の受注機会の増大を図り、好循環の創出に期待できる同条例に基づく取組の推進が必要と思われる。		
52	採用試験を受験する学生の交通費支援の周知強化	「ふるさと来 LOVE とっとり」県内企業の魅力発信・就業体験支援事業	意見
		商工労働部雇用・働き方政策課	P117
<p>県では県内の中小事業者が県内で実施する採用試験を受験する県外学生等に対して交通費を負担する場合は、その一部を助成するとして令和5年度には2,000千円の予算が確保されているが、当該補助金を活用したものは3社78千円に留まっている。</p> <p>については、<u>県外学生の県内企業への就職は、県の移住定住施策の柱の一つでもあることから、制度の周知広報はもとより、活用されない実情等もリサーチの上、対応を考えられるべきと思われる。</u></p> <p>例えば、補助要件にある「<u>県内で実施する</u>」については、なぜ、県内で実施される採用試験に限定されるのか。実態として県内企業が県外に打って出て採用試験を行っているのであれば、それも対象に含めるべきか否かなどの<u>現状把握も必要</u>と思われる。</p> <p>※ 鳥取県の人口対策において、学生への県内就職の推進は、人口動態変化要因の一つである「社会減」の食い止めに直結する「<u>いわば人口の防衛ライン</u>」のように思われる。</p> <p>鳥取県では、本事業に係るKPI目標値(①大学生の県内企業インターンシップ参加者数500人、②県内学生の県内企業へのインターンシップ参加者数200人、③県内大学等卒業生の県内就職率44.3%)を設定しているが、<u>当該事業における「PDCAサイクルによる検証」などは行われておらず、単なる目標に留まっている。</u></p> <p>また、<u>県ではインターネットを利活用した鳥取県ポータルサイト(「とりふる」、「とっとり就活ナビ」)で各層への情報提供が行われているものの、並行して従来型の紙ベースでの情報提供が行われている。</u></p> <p><u>事務処理に当たっては、「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」との基本的な考えのもと、その実践においては「PDCAサイクル」などを活用して、その有効性とともな経済性をも判断されるべきものと思われる。</u></p> <p>また、デジタル先進県として注目される鳥取県においては、就職支援の各取組においてもデジタル化への加速が期待されているものと思われる。</p> <p>※ PDCAサイクル:「Plan(計画)」「Do(実行)」「Check(評価)」「Action(改善)」のプロセスを繰り返しながら、継続的な業務効率の改善、向上を目指す枠組み。</p>			